

兵庫県公報

平成24年5月15日 火曜日 第2388号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成24年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	1
○保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	2
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	7
公 告	
○入札公告（情報企画課）	8
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○入札公告（管理課）	12
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	15
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	17

告 示

兵庫県告示第610号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成24年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成24年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時
平成24年8月17日（金）午前9時30分から
- 試験場所
神戸市兵庫区駅前通1丁目3番28号 神戸理容美容専門学校
- 試験科目
 - 衛生法規に関する知識
 - 公衆衛生に関する知識
 - 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- 受験手続
 - 提出書類
ア 受験願書

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあっては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市及び西宮市にあっては各保健所。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.6センチメートルのものとし、その裏面に氏名を記入したもの。

ウ 履歴書

エ 受験資格を証する書類

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、外国人登録証明書又は特別永住者証明書）を提示すること。

(2) 提出期間

平成24年7月9日（月）から同月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。ただし、県外居住者は、郵送により提出することができる。

なお、県外居住者が郵送する場合は簡易書留とし、平成24年7月17日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者
住所地为管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地为管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚（しめしこみを済ませておくこと。）

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

平成24年9月21日（金）午前9時30分

(2) 場所

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町森本字下ツクラ1238、1238の1、字上ツクラ1239、1239の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町金原字七々越536、536の1、538の2、539の1、字ヌタ540から545まで、545の1、546、546の1、547から549まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区三川字桑垣348の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区安木字カライ712、字頼光717の1、717の4、字坂谷742、742の2から742の4まで、字笹谷831、831の1、字大谷847の11、字舟越888、888の1、字カツカラカ899、899の1、字八ヶ谷939、939の1、字ホトキ谷982、982の1、字小野口989、989の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字和佐父東平331の2、331の32、331の33
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字和佐父東平331の27
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町村岡区入江字和佐西平484の2、484の54から484の57まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町村岡区高津字ヲバラキ478、478の1、479、483、484、486、486の1、486の2、489の1、489の2、489の4、493、494、494の1、499
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区作山字東山400、400の40、400の41、403、403の60
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長須字唐滝 1、2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区味取字横谷67、69、69の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

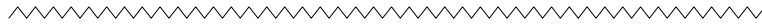
定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第622号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区味取字横谷61の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第623号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成24年5月15日から適用する。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

社団法人 兵庫県計量協会	社団法人 兵庫県計量協会	神戸市中央区中山手通7丁目
--------------	--------------	---------------

」

を

「

一般社団法人 兵庫県計量協会	一般社団法人 兵庫県計量協会	神戸市中央区下山手通6丁目
----------------	----------------	---------------

」

に、

「

社団法人 兵庫県食品衛生協会	芦屋食品衛生協会	芦屋市公光町
----------------	----------	--------

」

を

「

一般社団法人 兵庫県食品衛生協会	芦屋食品衛生協会	芦屋市公光町
------------------	----------	--------

」

に、
「

社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会	社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会本部	神戸市中央区北長狭通 5 丁目	」
-------------------	---------------------	-----------------	---

を
「

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会	一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会本部	神戸市中央区北長狭通 5 丁目	」
---------------------	-----------------------	-----------------	---

に、
「

社団法人 兵庫県消防設備保守協会	社団法人 兵庫県消防設備保守協会	神戸市中央区下山手通	」
------------------	------------------	------------	---

を
「

一般社団法人 兵庫県消防設備保守協会	一般社団法人 兵庫県消防設備保守協会	神戸市中央区下山手通	」
--------------------	--------------------	------------	---

に、
「

社団法人 兵庫県警備業協会	社団法人 兵庫県警備業協会	神戸市中央区御幸通	」
---------------	---------------	-----------	---

を
「

一般社団法人 兵庫県警備業協会	一般社団法人 兵庫県警備業協会	神戸市中央区御幸通	」
-----------------	-----------------	-----------	---

に改める。

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 5月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
兵庫県情報ハイウェイ運用保守業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から平成31年 3月31日（日）まで
- (4) 応募方法
単独企業又は企業グループによるものとする。
- (5) 入札方法
上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)の各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階
兵庫県企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室 ネットワーク運用係
電 話 (078)341-7711 内線2281
F A X (078)362-3931
電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付期間
平成24年5月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年6月25日（月）午前11時 兵庫県庁西館1階 大入札室
- (4) 入札書等の提出期限
上記(3)の入札及び開札の日時に直接入札書及び提案資料を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札については、平成24年6月22日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により提出書類を持参し、仕様書との適合性について確認を受けること。
 - ア 受付場所
前記3(1)に同じ。
 - イ 受付期間
前記3(2)に同じ。
 - ウ 提出書類
仕様書との適合性を確認できる書類
 - エ 確認結果
平成24年6月5日（火）までに入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までに、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)エで承認された仕様で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の入札保証金を平成24年6月19日（火）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札書が、所定の日時及び場所に持参又は郵便等により到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納付されていること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature of the required service:

Operation and maintenance of Hyogo Information Highway

(2) Deadline for the submission of application forms:

17:00 May 29, 2012

(3) Date and time of tender:

11:00 June 25, 2012

(Tender via mail must be submitted to Hyogo Prefectural Government by 17:00 June 22, 2012)

(4) Office to contact concerning the notice:

System Administration Office, Information Policy and System Administration Division,
Administrative and Financial Affairs Bureau, Civil Policy Planning and Administration Department,
Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 2281



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオンタウン姫路
 - 所在地 姫路市延末字狭間435番地3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 イオンタウン株式会社
 - 代表者の氏名 大 門 淳
 - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 ロック開発株式会社
 - 代表者の氏名 大 門 淳
 - 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67番
 - イ 変更後
 - 名称 イオンタウン株式会社
 - 代表者の氏名 大 門 淳
 - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 - ロックシティ姫路
 - イ 変更後
 - イオンタウン姫路
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口4-4
外未定		
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	広島市南区段原南1-3-52
株式会社大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社宮脇書店	宮 脇 範 次	香川県高松市朝日新町2-19
外38者		
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 平成23年 9月 1日
 - (2) 大規模小売店舗の名称
 - 平成23年 9月 1日
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 平成23年10月11日ほか
- 5 届出年月日
 - 平成24年 4月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年5月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年9月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年5月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

議会LAN用サーバ及びパソコン等 一式(賃貸借)

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成24年8月1日(水)から平成29年7月31日(月)まで(5年間)

(4) 納入場所

兵庫県庁第3号館 3階から5階まで(詳細は別途指定する場所とする。)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 根来

電話 (078) 341-7711 内線4938 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年 5月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成24年 6月25日（月）午後 2時00分 兵庫県庁西館 1階 小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年 6月22日（金）午後 5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成24年 5月15日（火）午前 9時から同月29日（火）午後 4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成24年 6月18日（月）午後 5時から同月25日（月）午後 2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年 5月16日（水）から同年 6月11日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで（持参の場合は、正午から午後 1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成24年 5月16日（水）から同年 6月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 8時まで（ただし、6月11日（月）は午後 4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記 3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(8) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又は F A X により提出すること。

オ 確認の結果

平成24年 6月18日（月）午後 5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の 5以上の額の入札保証金を平成24年 6月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、

保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年7月3日（火）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (8) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
A set of computing equipment including a server for the Prefectural Assembly LAN, personal computers, etc. (leasing contract)
- (3) Lease period: August 1, 2012 - July 31, 2017
- (4) Delivery location:
Hyogo Prefectural Government 3rd Building, 3rd - 5th floors
(details on the location will be provided separately)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 May 29, 2012
- (6) Deadline for tender:
14:00 June 25, 2012 by direct delivery and electronic bidding system
17:00 June 22, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Negoro, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4938

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第134号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年 5月15日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成24年 6月18日（月）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成24年 6月21日（木）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通 6丁目 1番12号 三宮ビル東館 8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、6月26日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧 2 級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成24年 5月21日(月)から同年 6月 1日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後 5時30分まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記 3 の(1)の ア に該当する者については、履歴書及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記 3 の(1)の イ に該当する者については、1 級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記 3 の(1)の ウ に該当する者については、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記 3 の(1)の エ に該当する者については、旧 1 級検定に係る合格証の写し

(4) 前記 3 の(1)の オ に該当する者については、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記 3 の(2)の ア に該当する者については、履歴書及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記 3 の(2)の イ に該当する者については、1 級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記 3 の(2)の ウ に該当する者については、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記 3 の(2)の エ に該当する者については、旧 1 級検定に係る合格証の写し

(4) 前記 3 の(2)の オ に該当する者については、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 8 階

一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166



兵庫県公安委員会告示第135号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成24年4月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成24年 5月15日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
小 柳 晴 彦	東灘警察署 (078) 854-0110	東灘警察署の管轄区域
安 在 信 夫		
沼 田 倫 和		
中 井 正 數		
森 下 善 吉		
清 原 孝 重		
河 南 幸 子		
田 村 都 子		
藤 田 弘		
井 原 偉		
岡 野 亘 寛		
加 治 佐 登 史		
西 浦 和 彦		
森 本 忠 宏		
佐 野 末 夫		
谷 口 治 男		
粉 谷 勝 巳		
松 田 正 孝		
實 光 昌 充		
多 田 康 治		
沼 館 園 子		
井 出 俊 明		
藤 綱 孝 子		
石 川 正 則		

今 池 幸 仁	灘警察署 (078) 802-0110	灘警察署の管轄区域
徳 永 和 博		
吉 田 純 子		
木 村 信 代		
田 中 昇		
今 井 進		
竹 本 周 治		
坂 西 菊 美		
鹿 瀬 公 生		
廣 瀬 一 仁		
美土路 弘 子		
小 野 三 恵		
細 見 里 美		
大 杉 英 雄		
森 田 章 夫		
木 戸 慶 子		
伊 藤 眞 彦		
弓 削 宏		
津 崎 邦 子		
中 田 紀久子		
村 田 智 子		
岩 崎 嘉 子		
檜 原 ミナミ		
佐々木 康 二		
伊豫本 キヨミ		
松 谷 美佐子		
服 部 謙 一		
三 宅 英 明		
廣 瀬 裕 彰		
山 西 重 信		
青 木 新 次		
北 村 恭 子		
池 田 豊		
河 田 好 数		
森 下 基 司		
久 野 茂 樹		
戎 眞 琴		

本 田 伊左夫	生田警察署 (078) 333-0110	生田警察署の管轄区域
赤 坂 通 夫		
湊 多美子		
後 藤 実		
佐々田 善 繁		
中 島 唯 夫		
三 室 和 彦		
濱 野 勲		
新 谷 司		
村 中 尚 子		
原 田 智香子		
木 村 都志子		
河 野 照 子		
垣 内 光 子		
梨子田 和 美	兵庫警察署 (078) 577-0110	兵庫警察署の管轄区域
段 勝 子		
西 條 毅		
阪 上 一 夫		
石 井 健 一		
長 井 芳 朗		
東 敏 治		
神 崎 雄 康		
藤 岡 静 子		
牧 節 子		
植 村 俊 一		
三 島 重 春		
柳 田 将 美		
岡 田 鈴 子		
八 木 宗 一		
渡 邊 攝 子		
植 野 好 和		
森 澤 千代子		
和 田 町 子		
久保田 廣		
中 野 良 雄		
柿 木 英 子		
齊 藤 艶 子		

深 田 利 信	長田警察署 (078) 578-0110	長田警察署の管轄区域
中 野 俊 彦		
望 月 美智子		
面 出 輝 男		
山 田 雅 秋		
山 口 五十次		
大 野 幸 雄		
荒 本 春 枝		
石 原 操		
宮 崎 捷 彦		
戸 田 一 弘		
大土井 達 雄		
中 村 義 正		
西 本 久 子		
田 中 節 子	須磨警察署 (078) 731-0110	須磨警察署の管轄区域
近 藤 節 子		
鶴久森 節 夫		
井 筒 忠 夫		
長谷川 喜久美		
片野田 優		
荒 内 拓 美		
小 原 昌 子		
森 澤 一 也		
谷 口 久 雄		
橋 本 征 司		
有 里 弘 子		
藤 原 正 幸		
元 部 隆 夫		
瀧 川 康 子		
前 田 尚 紀		
栗飯原 美佐代		
安 井 兼 幸		
丸 橋 正 稔		
大 西 裕 介		
徳 本 修		
野 澤 哲 司		
柴 野 敏 昭		

妹尾泰幸		
大塚喜治		
山田睦代		
田攸雅子		
上野雅章		
西村文夫		
大関智恵子		
北山昌代		
須藤佳子		
淡井祥立		
関口トキ子		
藤原義正	垂水警察署 (078) 781-0110	垂水警察署の管轄区域
高橋ミツ子		
上野定夫		
青木捨治		
大石久子		
戎谷尚子		
吉田和史		
魚崎幸子		
松下明美		
松村あけみ		
山本喜久子		
泉田誠子		
安田登		
川岸政光		
村上富哉	神戸水上警察署 (078) 332-0110	神戸水上警察署の管轄区域
舞田力		
清水利英		
片山義一		
今田由樹		
竹内一郎		
澁谷裕美子		
安岡洋子		
綱島鉄雄		
一井芳弘		
荒瀬貞夫		
田中允	神戸西警察署 (078) 992-0110	神戸西警察署の管轄区域

吉 川 隆		
藤 原 宏 江		
戸 田 浅 治		
高 木 恵美子		
岸 正 昭		
山 口 瑞 穂		
辻 本 照 男		
竹 中 敏 勝		
後 藤 正	神戸北警察署 (078) 594-0110	神戸北警察署の管轄区域
中 西 和 彦		
岡 山 昇 平		
円 廣 吉		
川 谷 修 造		
田 中 弘		
川 瀬 愼 久		
坂 本 大 祐		
西 本 紘 二		
竹 岡 宣 治		
竹 田 良 子		
小 脇 ヒロ子		
松 田 靖 彦		
吉 原 毅		
楫 西 聰一郎		
岡 康 起	有馬警察署 (078) 981-0110	有馬警察署の管轄区域
岡 尾 健 次		
田 中 進		
寺 下 吉 三		
南 山 収		
大 路 喜美子		
平 野 賢		
永 井 隆 義		
伯 耆 忠 夫		
上 仲 範 司		
高 田 武 子		
根 来 博 子		
名 取 桂 子		
中 垣 進		

俣 木 利	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域
大 桑 房 子		
阿佐部 和 子		
岡 村 和 代		
東 浦 順 子		
山 田 正 省	西宮警察署 (0798) 33-0110	西宮警察署の管轄区域
池 内 美 紀		
橋 本 正 子		
菅 原 公 男		
村 本 益 美		
高 橋 慶 子		
村 上 正 子		
佐 藤 一 喜		
山 本 侖		
西 田 福太郎		
田 中 栄 子		
山 下 徳 蔵		
松 浦 義 男		
安 原 耕 介		
四 井 基 善		
森 本 敏 一		
篠 原 正 寛		
西 林 和 晴		
松 田 保		
米 谷 美 江		
谷 野 良 弘		
小 林 高 治		
畑 中 紀一郎	甲子園警察署 (0798) 41-0110	甲子園警察署の管轄区域
三 反 元 子		
辻 弘 吉		
中 田 博 之		
村 山 利 彦		
大 上 喬 司		
田 中 義 則		
増 田 隆		
玉 川 佳 子		
池 本 昭 雄		

奈良 隆		
山崎 恵子		
上原 安昭		
杉山 耕造		
長田 里子		
福田 正良		
稲吉 夏子		
伊来 郁也		
井上 三知		
小松 博慶		
森岡 藤次郎		
市岡 実		
上田 彦次		
宮本 秀夫		
岸本 千代子		
高岡 貞夫		
舟越 千寿子		
苅谷 高明	尼崎南警察署 (06) 6487-0110	尼崎南警察署の管轄区域
岡本 孝子		
野村 妙子		
金地 享子		
山崎 達子		
石本 美智子		
高橋 忠臣		
田中 千津子		
菊谷 久美子		
寺田 尚敬		
武市 庄市		
小松 恒久		
島村 美子		
田中 康彦		
宮原 ヤスヨ		
大槻 洋生	尼崎東警察署 (06) 6489-0110	尼崎東警察署の管轄区域
志築 芳和		
吉田 政俊		
比嘉 尚子		
川本 喜八郎		

奥 田 満壽光		
北 村 育 子		
高 橋 幸 雄		
岡 村 隆 市	尼崎北警察署 (06) 6426-0110	尼崎北警察署の管轄区域
岡 村 信 男		
丸 岡 盛 夫		
小 坂 瞳		
蟻 通 雅 生		
中 村 與一郎		
山 中 久 子		
塚 尾 伸 治		
平 野 徳 一		
石 井 松 男		
阿 部 光 子		
松 田 俊一郎		
寺 前 喜 和		
田之上 乃里子		
三 浦 弘 恵		
花 里 桃 代		
近 藤 暁 志		
西 田 勇 夫	伊丹警察署 (072) 771-0110	伊丹警察署の管轄区域
西 郷 隆 夫		
市 村 喜 久		
山 田 明		
伊 戸 卷 夫		
川 畑 庄 輔		
山 村 喜 曠		
中 村 一 美		
高 橋 健 郎		
池 本 清 敏		
濱 田 辰 洋		
井 田 栄 藏		
婦 木 睦 夫		
川 本 武 司		
白 垣 正 夫		
緒 方 十四男		
杉 本 行 廣		

桑 本 雅 行		
楠 木 将 明		
岸 本 善 行		
加治屋 幹 夫		
安 井 義 人	川西警察署 (072) 755-0110	川西警察署の管轄区域
永 江 政 澄		
橋 本 知 浩		
福 田 武 吉		
石 津 容 子		
守 本 利 和		
西 村 重 雄		
松 田 實		
井 谷 丈 志		
勘 原 勉		
森 田 清		
小 路 力 子		
辰 己 喜 一		
横 山 道 雄		
今 西 好 春		
島 本 清 晴		
村 田 孝		
神 谷 秀 樹		
松 川 富 貴 子		
藤 井 洋 治		
上 野 増 江		
田 中 文 子		
上 田 猛		
阪 上 功		
後 藤 高 子		
喜 多 芳 江		
日 後 雅 昭		
鈴 木 重 廣		
白 石 朋 康		
辰 巳 健 治		
西 村 博 子		
山 本 康 博		
和 田 哲 也		

赤松 顕 則		
嶋田 晴 忠	三田警察署 (079) 563-0110	三田警察署の管轄区域
前川 正 男		
田中 良 人		
小西 順 子		
坪之内 敏 美		
中川 達之助		
中林 慎 子		
梶本 美智子		
山田 良 子		
竹内 雅 子		
酒井 喜代美		
塚本 幸 隆		
古谷 明		
小林 秀 子		
小澤 美由紀	丹波警察署 (0795) 72-0110	丹波警察署の管轄区域
蔭山 正 三		
村岡 眞知子		
永井 孝 信		
藤原 敬 司		
西田 勝 紀		
川崎 美野里		
浅田 勝 彦	明石警察署 (078) 922-0110	明石警察署の管轄区域
浅川 幸 雄		
紅 露 眞 治		
三宅 由 香		
辻本 武		
大林 泰 子		
大野 直 明		
吉田 ツル代		
平田 郁 夫		
永井 光 子		
山添 穂		
西海 英 男		
立花 時 男		
藤田 孝 雄		
西海 正 隆		

藤 井 敏 子		
松 谷 晃		
加 藤 岩 夫		
柏 坂 照 雄		
山 田 純 子		
石 生 剛		
田 中 健 一		
本 間 和 典		
温 湯 良 雄	三木警察署 (0794) 82-0110	三木警察署の管轄区域
榎 本 靖		
戸 田 繁 和		
森 本 定 男		
菅 野 修	社警察署 (0795) 42-0110	社警察署の管轄区域
藤 井 洋 治		
竹 本 守		
市 橋 薫		
市 橋 敬 典		
田 中 勉		
阿 江 通 伯		
岸 本 富 生	加西警察署 (0790) 42-0110	加西警察署の管轄区域
増 田 勝 美		
正 中 安 代		
西 村 昭 義		
垣 内 るり子		
東 郷 博	西脇警察署 (0795) 22-0110	西脇警察署の管轄区域
西 山 博 文		
小 山 善 郎		
藤 井 文 則		
草 別 義 雄		
櫻 井 辰 男		
矢 目 一 郎		
森 田 孝		
村 瀬 一 彦		
沼 田 一 美		
小 田 正 法		
黒 田 美知代		
中 川 邦 男		

西 川 正	加古川警察署 (079) 427-0110	加古川警察署の管轄区域
弓 削 弘		
三 宅 敏 郎		
大 柿 剛		
田 中 四 郎		
西 浦 富士子		
藤 井 隆 博		
福 田 耕一良		
宮 永 範 一		
伊 藤 慥 由		
岡 本 高 明		
清 田 ちえ子		
宮 脇 久 美		
吉 田 保		
山 下 泰 男	高砂警察署 (079) 442-0110	高砂警察署の管轄区域
石 田 辰 彦		
宮 先 正 夫		
杉 原 力太郎		
佐 川 延 久		
大 谷 徹 也		
山 田 光 秋		
古 門 正 亘		
藤 田 英 徳		
松 尾 香 苗		
山 西 博		
北 川 良 行		
八 汐 てる代		
藤 田 覚		
田 寺 一 美		
井 上 千代美		
岡 静 雄		
島 村 哲 也		
咲 本 軍 治		
横 山 正三郎		
谷 口 良 市		
平 塚 美千代		
川 端 しげ子		

中 澤 征 彦	姫路警察署 (079) 222-0110	姫路警察署の管轄区域
小 川 哲 郎		
岩 田 義 一		
戸井田 三千代		
塚 本 紀 男		
山 口 直 彦		
久 保 邦 子		
岡 田 昭 代		
吉 田 一 二 三		
湯 谷 富 代		
河 野 信 子		
上 田 喬		
田 路 和 子		
須 鎗 朗		
小 川 濱 義		
八 幡 元 久		
尾 塩 邦 子		
福 田 妙 子	飾磨警察署 (079) 235-0110	飾磨警察署の管轄区域
内 田 剛 子		
松 本 隆 子		
大 西 朋 子		
仙 石 寿 子		
眞 利 倭 子		
妻 鹿 信 也		
高 島 肇		
大 西 多 恵 子		
田 中 耕 三		
近 藤 みつ江	網干警察署 (079) 274-0110	網干警察署の管轄区域
田 中 康		
吉 田 達 哉		
芝 口 国 秀		
豊 永 弘 光		
西 村 喜美江		
和 田 一 彦		
西 村 良 子		
吉 田 世津子		
小 野 初 實		

三 輪 和 昭	福崎警察署 (0790) 23-0110	福崎警察署の管轄区域
楠 光 雄		
小 林 泰 子		
古 田 正 子		
堀 次 絹 江		
小 林 和 八 州		
丸 山 智 己	たつの警察署 (0791) 63-0110	たつの警察署の管轄区域
三 木 忠		
館 林 種 美		
圓 尾 信 行		
山 根 照 明		
北 川 憲 一		
田 中 敏 行		
中 井 富 美 子		
三 島 淳 代		
熊 橋 佐 登 子		
寺 田 和 子		
中 村 日 登 美		
満 友 智 美		
上 林 武 和		
岡 本 博 久		
寺 尾 孝 幸		
赤 松 良 平	赤穂警察署 (0791) 43-0110	赤穂警察署の管轄区域
大 山 九 一		
久 田 暁		
木 村 美 枝 子		
塚 本 和 代		
有 政 進		
服 部 修 和	佐用警察署 (0790) 82-0110	佐用警察署の管轄区域
谷 口 正 巳		
末 神 公 昭		
猪 口 久 雄		
船 積 剛 造	宍粟警察署 (0790) 62-0110	宍粟警察署の管轄区域
笹 泰 介		
東 末 忠 雄		
藤 原 久 枝		
横 治 政 夫		

澤 田 茂 里		
衣 川 修 二		
黒 川 あや子	朝来警察署 (079) 672-0110	朝来警察署の管轄区域
一ノ瀬 衛		
長 濱 章		
森 邦 嘉		
奥 山 謙一郎	養父警察署 (079) 662-0110	養父警察署の管轄区域
田 村 準之助		
田 中 貢		
和 田 定 久		
岩 瀬 明 子	豊岡南警察署 (0796) 24-0110	豊岡南警察署の管轄区域
松 岡 榮 子		
西 垣 勉		
鈴 木 春 行		
河 本 木美子		
立 川 三 男		
中 川 かつ子		
岡 本 久 男		
竹 中 みどり		
斉 藤 全 弘		
吉 岡 友 和		
田 中 滋 雄	豊岡北警察署 (0796) 32-0110	豊岡北警察署の管轄区域
高 木 武 雄		
仲 田 市 郎		
山 本 永 二		
安 田 憲 造	美方警察署 (0796) 82-0110	美方警察署の管轄区域
森 脇 修		
森 憲 一		
田 中 信 夫		
井 端 てるゑ		
杉 本 さよ子	洲本警察署 (0799) 22-0110	洲本警察署の管轄区域
竹 岡 秀 二		
児 島 俊 次		
大河内 叶		
山 本 侑 代		
山 崎 雅 身		
岡 本 員 幸		

山 口 佐知子		
増 本 吉 時		
西 谷 好 民	淡路警察署 (0799) 72-0110	淡路警察署の管轄区域
川 合 佳代子		
畠 田 尚 司		
前 田 升		
八 嶋 眞由美		
申 谷 好 子		
八田原 政 弘		
嘉 原 唱 光		
竹 中 正 勝		
原 口 加代子		
古 川 公 子		
久 井 輝 洋		
赤 松 宏 員		
松 本 裕 昭		